

食 品 安 全 委 員 会 第 263 回 会 合 議 事 録

1. 日 時 平成 20 年 11 月 20 日（木） 14:00～14:54

2. 場 所 委員会大会議室

3. 議 事

（１）農薬専門調査会における審議状況について

- ・「クロルエトキシホス」に関する意見・情報の募集について
- ・「プロファム」に関する意見・情報の募集について

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・添加物「ソルビン酸カルシウム」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ピラスルホトール」に係る食品健康影響評価について

（３）その他

4. 出 席 者

（食品安全委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

（説明者）

農林水産省 大坪流通加工対策室長

（事務局）

栗本事務局長、日野事務局次長、北條評価課長、酒井情報・緊急時対応課長、
角田勧告広報課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配 布 資 料

資料 1－1 農薬専門調査会における審議状況について〈クロルエトキシホス〉

資料 1－2 農薬専門調査会における審議状況について〈プロファム〉

資料 2－1 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ソルビン酸
カルシウム〉

資料 2－2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ピラスルホト

ール〉

- 資料 3－1 事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括について
- 資料 3－2 事故米穀の流通ルートの解明状況の全体像について
- 資料 3－3 輸入時に発生した食品衛生法違反の輸入小麦の調査結果について
- 資料 3－4 カドミウム含有米の非食用処理に関する調査結果について
- 資料 3－5 事故米穀影響事業者緊急経営支援事業等について
- 資料 3－6 事故米穀を国内市場に流通させないための「輸入米穀買入委託契約書」
の見直し等について
- 資料 3－7 国家公務員倫理法違反に関する処分について
- 資料 3－8 事故米穀の流通の解明について
- 資料 3－9 事故米を使用して製造された可能性がある酒類等の分析結果について
- 資料 3－10 事故米穀の不正規流通に関する地方自治体の調査結果等について

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 263 回会合を開催いたします。本日は、7 名の委員が出席です。

また、農林水産省から大坪流通加工対策室長に御出席いただいております。

それでは、お手元でございます。「食品安全委員会（第 263 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いします。

本日の資料は、14 点ございます。

資料 1－1 及び 1－2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 2－1 が「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 2－2 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3－1 から 3－10 までが「事故米に関する農林水産省の取組みの中間的総括について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

（１）農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

「農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。

事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料１－１と１－２に基づいて御説明いたします。

まず、資料１－１、「クロルエトキシホス」でございます。

評価書（案）の３ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては、国内登録はございません。２００５年に、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されております。

今回の評価要請でございますが、２００８年３月、厚生労働大臣より、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、２回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されたものでございます。

評価書（案）の６ページ、「開発の経緯」に記載がございますように、クロルエトキシホスは、有機リン系の殺虫剤でございます。コリンエステラーゼ活性阻害作用により殺虫作用を示すというものでございます。

７ページ以降に、「安全性に係る試験の概要」がまとめられております。今回の評価につきましては、米国の評価資料等を基に、毒性に関する主な科学的知見を整理したものでございます。

まず、「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討が行われております。投与後７日間で、９５％以上が排泄されているということで、主な代謝経路は尿中排泄ということでございます。

また、主要代謝経路といたしましては、リン酸チオエステルの加水分解によりまして、生成された代謝物が抱合化を受けると考えられております。

８ページの方にまいりますと、「植物体内運命試験」が実施されております。とうもろこしを用いて検討されております。

「表１」の方に「とうもろこし試料中放射能濃度及び代謝物濃度」ということで示されておりますけれども、穀粒中にはグルコースが検出されるということで、クロルエトキシホスのとうもろこしにおける主要代謝経路といたしましては、土壌中で加水分解をされまして、Ａというものが生成し、Ａが植物体に取り込まれ、最終的にはグルコースまで分解され则认为られているものでございます。

毒性試験の成績につきましては、9 ページの下の「急性毒性試験」以降に取りまとめられております。

「急性毒性試験」の結果は、10 ページの「表 2」にまとめられております。急性毒性は強い農薬ということでございます。

「急性神経毒性試験」の結果では、神経病理組織学的所見は得られなかったということでございますし、また、急性遅発性神経毒性試験の結果では、有機リン剤誘発遅発性神経障害というものは認められなかったということでございます。

「亜急性毒性試験」以降、反復投与毒性試験の成績が 10 ページ以降にまとめられておりますが、他の有機リン系農薬と同様に、赤血球あるいは脳におけますコリンエステラーゼ活性阻害を指標として毒性評価が行われているところでございます。

一方で、12 ページ以降、「発がん性試験」の成績あるいは「生殖発生毒性試験」の成績、それから「遺伝毒性試験」の成績がまとめられておりますが、これらの試験成績の結果、発がん性は認められなかった。それから繁殖能に対する影響あるいは催奇形性というものは認められなかった。それから遺伝毒性試験については、すべて陰性の結果ということでございました。

最終的な評価は 15 ページの「食品健康影響評価」にまとめられております。

結論といたしましては、農薬専門調査会は、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験における無毒性量を根拠といたしまして、安全係数 100 で除した 0.00063mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論になっております。

資料 1－2 の「プロファム」の評価書（案）について御説明を申し上げます。

評価書（案）の 3 ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましても国内登録はございません。2005 年にポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されております。

今回の評価の要請は、2007 年 6 月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして 2 回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されたものでございます。

6 ページの「開発の経緯」に記載がございますように、プロファムは、カーバメート系の除草剤として用いられる農薬でございます。また、ばれいしょの発芽阻止を目的として、植物成長調整剤として用いられるというものでもございます。作用機序は、有糸分裂阻害によるものと考えられているものでございます。

なお、ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値につきましては、「不検出」と設定をされております。

安全性に係る試験成績につきましては、7 ページ以降に記載されております。今回の評価につきましては、JMPR 等の資料を基に、毒性に関する主な科学的知見が整理されているところでございます。

動物試験につきましては、おおむねラットで実施されておまして、一部ヤギも使われているところでございます。

まず、「動物体内運命試験」でございますが、ラットを用いた試験成績の結果、投与後 72 時間で、放射能は尿中、糞中及び呼気中の CO₂として、それぞれ 80 ないし 85%、それから 5 % 及び 0 % から 5 % 排泄されたということでございます。

ラットの、体内におきまして、プロファムは加水分解及び酸化を受けまして代謝されているものでございます。

また、ラット及びヤギを用いました体内運命試験の成績が、7 ページの下の方から記載がされております。

投与後 48 時間の累積排泄量は、ラットで尿中に 96%、糞中に 2 % 等々成績が提出されているところでございます。

これらの動物におけます、主要代謝経路はプロファムの酸化による水酸化プロファムの生成であると考えられたとされているところでございます。

毒性試験の成績につきましては、9 ページ以降に示されているところでございます。「急性毒性試験」の成績につきましては、「表 1」に記載がされております。

また、「亜急性毒性試験」以降の反復投与毒性試験の主な毒性でございますが、血液に対する影響あるいは肝に対する毒性の影響というものが認められているところでございます。

10 ページ、ラットを用いました「2 年間慢性毒性／発がん性併合試験」の結果、発がん性は認められていないということでございます。

また、「生殖発生毒性試験」でございますが、ラットを用いました「2 世代繁殖試験」の成績によりますと、5,000ppm という高用量の投与群におきまして、産児数の減少あるいは哺育率の低下等が認められております。

「発生毒性試験」につきましては、評価に資する資料がないということでございます。

また、「遺伝毒性試験」でございますが、いずれの試験結果も陰性であるということで、遺伝毒性はないであろうと考えられているものでございます。

最終的な農薬専門調査会におけます評価は、12 ページの方に記載がされております。

ラット以外の実験動物で実施された適切な試験が報告されていないこと、それから、発
生毒性試験に関して適切に評価できる試験が実施されていないことなどからプロファムの
ADI を設定するための試験成績が不十分であると判断し、ADI を設定しなかったという結論
になっているところでございます。

以上、2 つの農薬につきましては、本日、委員会終了後、12 月 19 日までの 30 日間、国
民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは
記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

◆畑江委員 最初の方のクロルエトキシホスの方の 16 ページを見ると、イヌの 90 日間亜
急性毒性試験で、無毒性量は雌で 0.019 ですね。アメリカも 0.017 と 0.019 なのに、ADI
が 0.061 と 0.063 と、これよりも高い値になっているのは、何か理由があるのでしょうか。

◆北條評価課長 この理由につきましては、15 ページの「食品健康影響評価」の結論の
前の中段のところに書かれております。

「各試験で得られた無毒性量の最小値は、イヌを用いた 6 カ月間慢性毒性試験の 0.061m
g/kg 体重/日であったが、本試験は眼毒性を主体に実施された試験であり、血液学的、血
液生化学的及び一般病理組織学的検査が実施されていない。以上のことを根拠に、イヌに
おける無毒性量はより長期の 1 年間慢性毒性試験で得られた 0.063mg/kg 体重/日とするの
が妥当であり、一日摂取許容量（ADI）の根拠には本試験で得られた無毒性量を根拠とする
ことが妥当と考えられた」。

ここが、最終的に ADI を設定する理由ということになっております。

◆畑江委員 わかりました。ありがとうございます。

◆見上委員長 外にどうぞ。

◆小泉委員 このクロルエトキシホスという農薬は、以前に問題となりましたメタミドホスと同レベルの毒性で、作用機序もコリンエステラーゼ活性阻害ということで似ているわけです。それで、その無毒性量というのが、メタミドホスでは 0.06mg/kg 体重/日、今回の場合は 0.063mg/kg 体重/日とほとんど同じレベルです。

この 0.06 という値からみると、非常に強い毒性のある農薬だと私は思います。これを 10 ページの LD50 を見ますと、大体 3 mg/kg 体重/日ぐらいだろうと思われれます。ヒトに換算しますと、大体 150mg とすると半数が死亡するということになります。

この毒性を、いわゆる化学物質の一般毒性のランクから見ますと、ちょうど青酸カリが大体 150mg から 300mg で死にますので、同レベルの非常に毒性の強い農薬であるわけです。私としては管理機関の問題ではありますが、日本では使われていないけれども、ある国で使われているということで、できればこういった毒性の強いものは、今後は廃止に向かうような国際間の議論をしていただければと思います。その際、使用実態とか、あるいは必要性とかも、もちろん考慮しなければならないと思いますが、そういった方向に向いている方が、また、2 度目のメタミドホスみたいな事件が起きないためにも、私はいいのではないかと思います。これは単なるコメントです。

もう 1 点、メタミドホスでは、急性参照用量を設定したんですが、今回設定しなかった理由ですが、同じ位の毒性を示しながらなぜ設定しなかったのか、そこが、もし、わかるようでしたら教えてください。

◆北條評価課長 メタミドホス、それからアセタミプリドにつきまして、急性参照用量を参考としてお出ししております。

メタミドホスにつきましては、先生、御案内のように、本年の 1 月にいわゆるギョウザ事件というものが起きまして、中毒を起こした患者さんもいらっしゃったということでございまして、今後、もろもろの対応をする上で急性参照用量というものがあれば、参考になるのかもしれないということで出させていただいた経緯がございます。

それから、アセタミプリドにつきましては、これは、群馬県の医療機関の方からアセタミプリドらしきものから、そういう中毒を起こしたと考えられる患者さんが多数おられるという報告が保健所を通じてございました。

そういうことから、やはりその後の対応の参考として、急性参照用量も出しておいた方がよからうという判断でお出しした経緯がございます。

その他の有機リン系の農薬につきまして、では、なぜ出さないのかというお尋ねでござ

いますけれども、この点につきましては、基本的には食品安全委員会農薬専門調査会の方としては、今後、有機リン系等、やはり毒性の強いものについては、急性参照用量というものを設定すべきであるという考えでございます。

ただ、実際にはこの用量を設定することにつきましては、厚生労働省あるいは農林水産省、リスク管理機関の取扱いを具体的にどのようにするのかという点を詰めていく必要もありますし、それからガイドラインでございますけれども、農薬の評価のガイドラインの中にもそういうものを盛り込んでいく必要があるということで、現在、関係の府省の間で、急性参照用量の取り込みについて、具体的に進めるという方向で検討を進めているというところでございます。

関係省庁の方で、取り込んでいくという方向が決まりましたら、農薬専門調査会で具体的な算出の仕方であるとかについて御検討をお願いするという予定になっているところでございます。

◆見上委員長 よろしいですか。外に何かございませんか。

それでは、本2件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

添加物1品目及び農薬1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、まず、添加物1品目につきまして、事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料2-1に基づいて御説明いたします。

評価書の3ページの「審議の経緯」に記載がございますけれども、「ソルビン酸カルシウム」につきましては、2007年3月に、厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

添加物専門調査会におきまして、3回御審議いただきまして、その評価書（案）につきまして、9月25日から10月24日まで、国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

結果でございますが、後ろから3ページの「参考」のところに記載がございますように、

1 通御意見が寄せられております。

この御意見につきまして、11 月に添加物専門調査会におきまして御審議をいただきまして、その結果がこの参考のところに記載がされているところでございます。1 通の御意見の中に 4 点ほど御指摘がございます。

まず、1 番の御指摘でございますが、CAS 番号しか評価書の方には記載されておられません。

コーデックスの方で使用されております INS 番号につきましても、記載をすべきではないかという御指摘でございます。

これにつきましては、化学物質全般ということから考えますと、CAS 番号の方が適当と考えているということで、重ねて INS の番号を記載する必要はないのではないかというお答えになっております。

2 つ目ですが、今回の評価につきましては、ソルビン酸カルシウムそのもののデータというものがございません。ソルビン酸とソルビン酸のカリウム塩のデータを基に評価をしているわけですが、それに対しまして、「本品については、体内動態試験もなく、健康評価に使用可能な毒性に関する試験も見当たりませんので、体内動態試験あるいは 1 本程度の毒性試験がわが国でも実施されるべきであると思います」という御指摘ございました。

この点につきましては、評価書の中にも記載がございますけれども、ソルビン酸カルシウムというものは「弱酸と強塩基の塩」ということから、「他のソルビン酸塩類と同様にソルビン酸としてとりこまれ十分な炭水化物の存在下では最終的には水と二酸化炭素になると予測される」というふうに結論されておまして、毒性につきましてはソルビン酸や、その他の塩類のデータを用いて評価することは可能であると調査会の方は考えているわけでございます。

3 点目の御質問でございますけれども、ラット 2 世代生殖発生毒性試験の試験結果が「非公表であり、その評価を確認できないのではないかと思います。」ということですが、これは御指摘の試験成績につきまして、試験の成績が公表されております。それにつきまして、訳文も含めて調査会で確認をさせていただいているというところでございます。

4 つ目の御指摘でございますが、JECFA と同様にグループの ADI として設定すべきではないかという御指摘でございます。

この点が多分一番重要な御指摘であろうと考えておりますけれども、調査会でこの御指

摘について御検討いただいた結果、調査会としても、JECFAと同様にグループ ADI として設定をすることが妥当と結論されまして、それに伴いまして、最後のページに記載がございますように、評価書の記載、それから ADI の設定の結論につきまして、変更をさせていただきます。

以上のような結果でございまして、最終的にはグループ ADI としての設定に変更した上で、評価書（案）を確定いたしまして、関係機関に通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「ソルビン酸及びその塩類（ソルビン酸カリウム、ソルビン酸カルシウム）のグループとしての一日摂取許容量、をソルビン酸として 25mg/kg 体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 それでは、続きまして、農薬 1 品目につきまして説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料 2－2 に基づいて御説明いたします。

「ピラスルホトール」でございますが、これは除草剤でございます。

3 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、今回の評価要請につきましてはインポートトレランス申請、小麦、大麦などがございますが、これに伴いまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして 2 回御審議をいただきまして、その評価書（案）につきまして、10 月 16 日から 11 月 14 日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果は、最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報というものございませんでした。したがって、このものにつきましては、専門調査会の結論をもちまして、関係機関の方に通知したいと考えているものでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「ピラスルホトールの一〇日摂取許容量を 0.01mg/kg 体重/日と設定する。」ということによろしいですか。

どうぞ。

◆畑江委員 さっきの 1－1 にもう一回戻っていいでしょうか。確認ですけれども、私がさっき質問したのは、イヌの 90 日間亜急性毒性試験で、無毒性量が 0.017 とか、0.019 になっていますね。こちらの方が 0.061 よりも低いと思って質問したんですけれども、そのお答えをいただいたのでしょうか。

◆北條評価課長 基本的に、どの無影響量を取るかという議論につきましては、できるだけ長期の毒性試験の方を採用するというのがルールになっております。

◆畑江委員 わかりました。

(3) その他

◆見上委員長 よろしいですか。それでは、「その他」として、事務局から報告事項があると聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

◆酒井情報・緊急時対応課長 農林水産省の方から、10 月 31 日でございますが、公表されました「事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括について」ということでございます。

本日は、農林水産省の方から担当室長にお越しいただいておりますので、その概要について、資料の 3－1 から 3－10 に基づきまして御説明をいただきたいと存じます。

◆見上委員長 それでは、農林水産省の大坪流通加工対策室長をお願いいたします。

◆大坪流通加工対策室長 農林水産省の食糧部流通加工対策室長の大坪でございます。よろしくをお願いいたします。

事故米穀の正規流通の問題につきましては、消費者を始め、委員の皆様、国民の皆様に、大変御心配と御迷惑をおかけしておりまして、改めて深くお詫び申し上げます。

10月31日に事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括を発表いたしました。本日はその御報告をさせていただきたいと思っております。

資料3-1から3-10までお配りしておりますけれども、この資料に沿って御説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料3-1の2ページを御覧ください。

「農林水産大臣談話」というのがございます。全体的な概要をこちらの方に書いてございますので、こちらをかいつまんで御説明させていただきたいと思っております。

2のところでございますが、農林水産省としては、事故米穀を今後二度と流通させないようにするため、まず、第1ですが、輸入検疫で食品衛生法上問題があるとされた米麦については、輸出国等への返送又は廃棄を行うこととし、国と輸入業者との契約で、これを明確にいたしました。

また、国の在庫保有中に問題が生じた場合は、これを廃棄処分することとし、処分を開始しております。こちらの方は談話には書いてございませんが、11月いっぱい終了する予定でございます。

次に、4にございますが、流通ルートの解明状況につきましては、事故米穀の販売先の一斉点検を行ってきました。この結果、三笠フーズ株式会社の他に、株式会社浅井、太田産業株式会社、島田化学工業株式会社について、国との契約で限定されている購入目的以外への使用が確認されました。なお、東伸製糊については、帳簿類の廃棄等により購入目的どおりに使用されたか確認できない状況となっておりますが、今後とも調査を継続してまいります。

かび毒であるアフラトキシンが検出されている米は、三笠フーズ株式会社ルートのみで流通しましたが、販売先は酒造メーカーのみであります。本日の資料の3-9と3-10の方にもお配りさせていただいておりますが、こちらの方は県・農林水産省・独立行政法人の酒類総合研究所の方で分析をされた結果でございますが、いずれの分析でも製品からは

アフラトキシンは検出されておりません。また、事故米穀を原料とする製品の流通在庫は回収されており、今後、市場流通する可能性はありません。

(3) ですが、残留農薬基準を超えるメタミドホス、アセタミプリドが検出されている米は、三笠フーズ株式会社、株式会社浅井、太田産業株式会社のルートで流通しました。食糧法に基づく報告徴求命令、これは罰則付きであります、これをかけても販売先を提示しない事業者等がございますが、こういう事業者等に関する部分を除きまして解明を終了したところです。

これらの事業者に販売した時点での事故米穀のメタミドホス、アセタミプリドの濃度については、食品衛生法上の基準値はいずれも 0.01ppm ですが、これを上回っているものの、それぞれ 0.06ppm、0.03ppm と比較的低いものであり、一生涯食べ続けても健康に悪影響がないとして定めた一日摂取許容量と比べても十分に低いレベルですので、健康に悪影響が出る心配はないとの、食品安全委員会のお話をこの大臣談話の中で引用させていただいております。

これ以外の横流しされた事故米穀につきましては、一般のかび米であります。これは、三笠フーズ株式会社、株式会社浅井、太田産業株式会社、島田化学工業株式会社、東伸製糊有限会社のルートで流通いたしました。帳簿類が廃棄されているケース等を除いて解明を終了したところであります。

なお、アフラトキシン、メタミドホス、アセタミプリド以外の一般のかび米については、これらの事業者に販売する段階でかび毒が生じていないことが確認されていること、それから、農林水産省が都道府県（保健所）とともに調査した結果、かびの付着した部分が取り除かれ通常品と変わらない状態で流通していたことが確認されていることから、流通した製品は、食品衛生法違反に該当しないか、該当しない蓋然性が高いものです。また、賞味期限等から既に消費済みであり、今後、市場流通する可能性はないと考えております。

こういう全容でございますが、もう少し詳しく流通ルートごとに御説明させていただきたいと思っております。

資料 3－2 を御覧ください。

三笠フーズ株式会社による不正規流通の概要というページを御覧ください。

こちらは、三笠フーズから出荷された 1,407.5 トンの調査結果であります。

2 ページですけれども、メタミドホスが基準値を超える量を検出されている中国産もち精米は 800 トン出荷されましたが、そのうち 677 トンは在庫が確認されたか、非食用に処理されております。

残りの 123 トンが市場流通いたしました。菓子、米菓等の最終製造業者等に 114 トン流通いたしました。

また、食糧法の報告徴求をしても販売先を特定しない業者があり、解明できない数量が 9 トンあります。この用途については、和菓子等と特定されております。販売時期と賞味期限を考慮すれば、全量を消費済みと考えられます。

それから、アフラトキシンが検出された米については、中国産、ベトナム産、米国産の 3 件、合計 9.5 トンがすべて三笠フーズに販売されておりますが、在庫等として確認された 6.7 トンを除く 2.8 トンのすべてが酒造会社に販売され、市場流通をいたしました。

先ほど御説明いたしました。酒造会社の製品については、県、農林水産省、独立行政法人酒類総合研究所のいずれの分析でもアフラトキシンは検出されておられません。

アセタミプリドが基準値を超える量を検出されているベトナム産うるち精米 598 トンは、在庫が確認された 151 トンを除き、447 トンが酒造会社に販売され、市場流通をいたしました。アセタミプリドについては、こちらについても調査を終了しております。

次に、三笠フーズによる残留農薬、アフラトキシン以外の事故米穀の流通実態でございます。これは 3 ページでございます。

まず、政府所有米穀については、かび菌の分離・同定を行うとともに、その結果、かび毒を産生する菌が同定された場合は、かびが発見された同一ロットの米について、かび毒の分析を実施しています。

そのかび毒分析の結果、これまでアフラトキシンが検出された 3 例以外は、かび毒が検出されたことはありません。

また、三笠フーズによれば、クリーニングとう精を行って、かびを除去して出荷していたとのことですが、それだけではなく、農林水産省が保健所とともに、三笠フーズから事故米を買い受けた者に対して調査を行った結果、流通段階でかびの付着した部分を取り除かれ、通常品と異ならない状態で流通し、取引においても全く異常が確認されず、また、クレーム等も報告されていないということが判明しています。

このような状況で、残留農薬、アフラトキシン以外の事故米穀としては、三笠フーズルートで 1,187 トン流通いたしました。政府が売却したものとしては、国産うるち米が 293 トン、ミニマムアクセスうるち米が 677 トンありました。

また、消費者ルートでミニマムアクセス米が、うるち米 209 トン、もち米が 8 トン流通しました。これらが業務用に 319 トン、酒造用に 605 トン、菓子、もち用に 7 トン出荷され、在庫、廃棄、肥料用とされたものが 256 トン確認されました。

市場流通したものは、消費済みか出荷停止になっております。

次に 5 ページですが、三笠ルート以外の事故米穀を販売した事業者を一斉点検した結果でございます。

先ほど御説明しましたけれども、株式会社浅井、太田産業株式会社、島田化学工業株式会社で購入目的に反して使用されたことが確認されております。

それから、5 のところから 16 のところにつきましては、購入目的どおりに使用されたことが確認されております。

東伸製糊につきましては、購入目的どおりに使用されたことを確認できておりません。

6 ページを御覧ください。

次に、株式会社浅井によるメタミドホス残留基準値超過米の流通実態でございます。メタミドホス米は 570 トン販売されましたが、食糧法に基づく報告徴求や立入検査を反復実施しておりますが、販売先等の開示拒否の業者が 2 業者あります。これを除き、380 トンの調査が終了いたしました。また、一般のかび、水濡れの米については、7 ページでございます。

国産米 349 トン、ミニマムアクセス米 378 トンの合計 727 トンを株式会社浅井に販売しましたが、これらは工業用のり用に 434 トン、在庫が 0.6 トン、業務用に 292 トン流通しました。

株式会社浅井は業務用に販売した米について、平成 16 年 4 月から平成 19 年 8 月までの間、かびを除去して出荷しました。

賞味期限を考慮すれば、全量消費済みと考えられますが、これを原料とした製品については、これまでのところ健康被害のあるものは確認されてございません。

次に、太田産業株式会社による事故米穀の流通実態であります。9 ページを御覧ください。

購入目的に反し、肥料用に転売したことが確認されておりますが、平成 15 年から 16 年の関係資料のすべてを廃棄したと主張しており、食品用への転売の事実は確認されてございません。

次に、島田化学工業株式会社による事故米穀の流通実態であります。10 ページを御覧ください。

島田化学工業につきましては、残留農薬基準値超過米や、かび毒検出米は含まれておらず、政府から一般のかび米等、236 トンが 15 年度から 19 年度に売却されました。農林水産省が都道府県とともに調査した結果、島田化学工業は、かびの付着した部分を取り除き

米でんぷんとして加工販売しました。しかし、生産日報に裏づけされた販売先の根拠はなく、事故米穀を原料としたでん粉の販売先が特定できませんでした。

最後に、東伸製糊有限会社による事故米穀の流通実態ですが、11 ページを御覧ください。

東伸製糊につきましても残留農薬基準値超過米や、かび毒検出米は含まれておらず、政府から一般のかび米等、131 トンが 16 年度に売却されました。

しかし、東伸製糊は、当時の帳簿類はすべて廃棄したと主張しており、20 年 9 月 24 日に会社を清算しました。このため、購入目的どおりに使用されたかどうかは確認できませんでした。

このように、流通ルートについては解明できるものは、すべて解明を終えたということでもあります。

中間的総括について御報告をさせていただきました。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。資料 3－3 から 3－8 までですが、これは何ですか。

◆大坪流通加工対策室長 これは、その際にプレスリリースをさせていただきましたけれども、併せて発表いたしました資料でございます。資料の 3－3 は、輸入時に発生した食品衛生法違反の輸入小麦の調査結果ということでございます。

こちらにつきましては、御覧いただければよろしいかと思います。これらの飼料につきましては、ここで御説明するというよりも、事故米の問題が起きた際に、併せて様々な案件を調査した結果を参考に御紹介・配布させていただいたというものであります。

◆見上委員長 わかりました。それでは、ただ今の御報告につきまして、何か御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

本間委員、どうぞ。

◆本間委員 時間が経って、少し冷静になり採った処置を思い返しまして、2、3 述べさせていただきます。

このかびが生えるという行為に関しましては、いわゆる内地産の米も同じように、可能性があるわけですね。ですから、これは、外国の米の特殊性という取扱いではなくて、それが何年産の米で、どれだけの期間貯蔵されたかによって、かびの出る可能性等は、それ

によって随分大きく違ってくると思うんです。ですから、いわゆる事故米といって一括表現されていますけれども、その中の、どのぐらいの割合が、例えば3年とか4年も経ったものなのか、米の置かれた期間等というのは、大きな要素として効いているのではないかという気がいたします。

ですから、逆に、いわゆる内地産の米が、全くこういうのがなかったのかというと、そんなことはないはずで、やはり古古米以上のものが、同じような可能性にさらされているというのが事実だと思うので、何か非常にミニマム・アクセス米がクローズアップされたような格好です。もっと主たるもの内地米の管理の方が非常に大事ではないかということで、何かこれは誇張され過ぎた感があるような気がいたします。

ただし、やはりこの流通の過程で、いわゆる商品というか、物の情報を付けて、きちんと流していたということだけは、確かだと私は話を聞いて思っておりまして、やはり、それは商売上の問題が絡んでしまっているというふうに、私は理解しております。

ですから、やはり管理というか、そういうものに関しては、検査をするという目利きを用意して、いわゆる従来パターンの人だけではなくて、もっとその辺の嗅覚の高い人を、いろんな分野から選んで、一緒に参加されるという、これは米に限ったことではなくて、外のものについても同じように農水省の検査というのは、もう少し徹底する必要があるのではないかというのが、私の最初の印象でございます。

◆大坪流通加工対策室長 今回の食用への横流し事件、食用への不正規流通事件につきましては、農林水産省の様々な体制、検査が甘かったり、もともと不正規に転用されることを、リスクがあるにもかかわらず、それをあまり深く認識せずに、マニュアル等もなかったりというような甘い面がございました。そちらの方を深く反省して、今後、体制をしっかり整えていきたいと思っております。

先生のおっしゃられたような、保管中の話につきましては、現在、15℃、湿度70%の低温倉庫で保管をしております。かびというのは、様々な状態で発生すると思えますけれども、古米をそういう形で、新米も含めて、国産米、外国産米すべて15℃、湿度の70%倉庫で保管しております。しっかり品質管理体制を整えていかなければいけないという話は、私どもも考えておりまして、今後の品質管理体制に活かしていかなければならないと思っております。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。外に何かございますか。

◆**長尾委員** 直接食品安全ではないかもしれないけれども、在庫圧力に非常に皆さん苦しんだという感じがあって、苦し紛れにいろんなことが起こったような感じがします。今後は、こういう始末しにくい在庫は持たない方向で考えられているのでしょうか。

◆**大坪流通加工対策室長** 事故米につきましては、食品衛生法上問題があるものについては焼却をするということで、あるいは輸入時点で、検疫でわかったときは、返却をするということで、そういうものは、一切元から絶つという方向で対応しております。

◆**見上委員長** よろしいですか。外に何かございますか。
どうぞ。

◆**廣瀬委員** アフラトキシンにつきましては、一般のかび米からは検出されませんでしたという表現や、あるいは陰性であったあるいは不検出であった、いろいろな表現がありますけれども、これらの意味するところは、結局、検出限界以下であったということで、よろしいでしょうか。つまり、10ppb 以下ということで、よろしいでしょうか。

◆**大坪流通加工対策室長** 分析機関の御報告は、本日、資料 3－9 と 3－10 でお出しをさせていただいております。それが私どもの持っているすべてでございまして、申し訳ございませんが、こういう形でそれぞれの都道府県、酒類総合研究所等、発表されているということでございます。都道府県や酒類総合研究所のそれぞれが御発表になった結果というのは、私どもは持っておりません。

◆**見上委員長** よろしいですか。ここに書いてあるとおりだと。この発表のとおりということです。

◆**廣瀬委員** 本当はその辺のところを詳しく聴きたかったんですけれども、またそういうデータがありましたら是非教えていただきたいと思います。

◆**見上委員長** 外に何か、本間委員、どうぞ。

◆**本間委員** 先ほどの質問の中で在庫管理の圧力ということを言われましたが、この規定といいたいまいしょうか、輸入したこういうような米は、何年経ったら処分するという目安が決まっているのでございまいしょうか。それとも売れるまで置いておくようなやり方なんでしょうか。

◆**大坪流通加工対策室長** 在庫につきましては、何年経ったら処分するという決まりはございません。70%の湿度での低温倉庫で、15℃以下の倉庫で保管しまして、基本的に売れるまで保管をしているんですが、毎年1回の棚卸し、品質調査で品質が悪化していれば、当然それは餌用に回ったり、それから餌用にも回せないような品質劣化をしていけば、事故品に回るといいう形になります。

◆**本間委員** そうすると、貯蔵期間の非常に長いものが出てきてしまうという、よければ、そういうふうなものになるということでございますね。

そうすると、一般的には最後に焼却処分という御説明がありましたが、確かに厄介者を払うという点では一番効果的な方法ではないかという気がいたしますけれども、普通の人の心情からいきますと、焼却というのは、本来、我々は食べるために輸入したものを焼却というのは、何となく受け入れ難いような気持ちがありますけれども、もし、そうならば、なるべく早く売り払うというか、やはり残さないということの徹底ということが必要で、私自身は焼却というのは多少抵抗を感じるものでありまして、ちょっと申し上げました。

◆**見上委員長** 要するに、来年度どれだけ米ができるかわからないことによって、在庫が増えたり減ったりするので、一概にこういう場で言えないのは十分わかった上で言っていることだと思います。

外に何かございますか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。

本件につきましては、これまで流通ルートの解明などが行われたものですが、10月末、「事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括について」ということで、一定の取りまとめがなされたとのことでした。

本日、御説明いただいた内容から、今回の事故米やその製品を仮に食べてしまっていたとしても、健康への悪影響は出ないと考えてよいことが確認できました。

今後、このような食品安全の確保のための制度の根底を覆すような、ゆゆしき事態が起

きることがないよう、十分留意し、万全の対応をしていただくようお願いいたします。

大坪室長、御報告ありがとうございました。

外に議事はございますか。

◆栗本事務局長 特にございません。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして、食品安全委員会第 263 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、11 月 27 日（木曜日）14 時から開催を予定しておりますのでお知らせいたします。

また、明日 21 日（金曜日）10 時から、器具・容器包装専門調査会生殖発生毒性等に関するワーキンググループが公開で、同日 14 時から新開発食品専門調査会ワーキンググループ（体細胞クローン家畜由来食品）小グループが公開で、来週 25 日（火曜日）10 時から、動物用医薬品/肥料・飼料等/微生物・ウイルス合同専門調査会薬剤耐性菌に関するワーキンググループが公開で、26 日（水曜日）10 時から化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループが公開で、27 日（木曜日）10 時からプリオン専門調査会が公開で開催される予定となっております。

以上です。どうもありがとうございました。